

平成28年度

社会福祉法人制度改革説明会

〔松江地区〕	日時：平成28年10月5日（水） 10:00～12:00、14:00～16:00 場所：県松江合同庁舎講堂
〔出雲地区〕	日時：平成28年10月3日（月） 10:00～12:00、14:00～16:00 場所：出雲合同庁舎 702, 703 会議室
〔大田地区〕	日時：平成28年10月4日（火） 13:30～16:00 場所：大田市民センター4階
〔浜田地区〕	日時：平成28年10月3日（月） 13:30～16:00 場所：浜田市総合福祉センター2階会議室
〔益田地区〕	日時：平成28年10月7日（金） 13:30～16:00 場所：益田合同庁舎5階大会議室
〔隠岐地区〕	日時：平成28年9月26日（月） 14:20～16:20 場所：隠岐合同庁舎別館第3会議室C、D

島根県健康福祉部地域福祉課

（地域福祉課ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/chiikifukushi/>）

内 容

あいさつ

- 1 社会福祉法人制度改革について
 - 評議員等の選任手続… P 1
 - 評議員会と理事会の職務権限等… P 2
 - 評議員等の職務権限等… P 3～P 6
 - 定款（例）案… P 7～P 27
 - 評議員会選任・解任委員会運営規程（例）… P 28～P 30
 - 評議員会運営規程（例）… P 31～P 34
 - 理事会運営規程（例）… P 35～39
 - 役員及び評議員の報酬・費用弁償に関する規程（例）… P 40～P 42

- 2 社会福祉施設等における入所者等の安全確保について
P 43～P 48

- 3 その他

評議員・理事・監事・会計監査人の選任手続きについて

項目	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の員数を超える数（法第 40 条第 3 項） ※経過措置（年間のサービス活動収益が 4 億円を超えない法人は、平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間、4 人以上とする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 名以上（法第 44 条第 3 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名以上（法第 44 条第 3 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の判断で設置が可能。（人数要件は特になし） ・ 一定規模以上の法人については必置（人数要件は特になし）
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第 39 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第 44 条第 4 項）。 <ol style="list-style-type: none"> ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同条第 4 項第 1 号） ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同条第 4 項第 2 号） ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同条第 4 項第 3 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第 44 条第 5 項）。 <ol style="list-style-type: none"> ①社会福祉事業について識見を有する者（同条第 5 項第 1 号） ②財務管理について識見を有する者（同条第 5 項第 2 号） 注：財務管理についての識見を有する者の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、公認会計士、税理士 ・ 会社、法人等における会計事務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第 45 条の 2 第 1 項）。 ・ 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第 3 項）。 ・ 会計処理業務を委託している者も、会計監査人となることができない
選任・解任方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款で定める方法（法第 31 条第 1 項第 5 号） ※法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関の決定に従って行う方法等 ※理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効（同条第 5 項） ※解任については、評議員会の決議が必要と考えられる。（厚生労働省に照会中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事の選任は、評議員会の普通決議による（法第 43 条第 1 項及び第 45 条の 9 第 6 項）。 ・ 理事の解任は、評議員会の普通決議による（法第 45 条の 4 第 1 項及び第 45 条の 9 第 6 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の選任は、評議員会の普通決議による（法第 43 条第 1 項及び第 45 条の 9 第 6 項）。 ・ 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第 43 条第 3 項において準用する一般法人法第 72 条）。 ・ 監事の解任は、評議員会の特別決議による（法第 45 条の 4 第 1 項及び第 45 条の 9 第 7 項）。 	<p>ア 会計監査人の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の選任は、評議員会の普通決議による（法第 43 条第 1 項及び第 45 条の 9 第 6 項）。 ・ 理事が評議員会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第 43 条第 3 項において準用する一般法人法第 73 条第 1 項）。 <p>イ 会計監査人の解任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第 45 条の 4 第 2 項）。 <ol style="list-style-type: none"> ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 ・ 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第 43 条第 3 項において準用する一般法人法第 73 条第 1 項）。 ・ 監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第 45 条の 5 第 1 項）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第 45 条の 5 第 3 項）。
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第 41 条第 1 項） ・ 定款で「4 年」を「6 年」まで伸長することが可能（同条第 1 項ただし書） ・ 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする（法第 45 条）。 ・ 定款によって、その任期を短縮することも可能。（法第 45 条ただし書） ・ 理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする（法第 45 条）。 ・ 定款によって、その任期を短縮することも可能。（法第 45 条ただし書） ・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第 45 条の 3 第 1 項）。 ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（法第 45 条の 3 第 2 項）。
欠員が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 4 月 1 日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する（法第 42 条第 1 項）。 ・ 評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第 42 条第 2 項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 4 月 1 日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する（法第 45 条の 6 第 1 項）。 ・ 理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第 45 条の 6 第 1 項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第 45 条の 6 第 3 項）。 ・ 法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、法人は所轄庁に対し届出の猶予等を申請する必要がある。

評議員会と理事会の職務権限

項目	評議員会	理事会
招集	<p>①理事会の決議を経て理事が招集（法第45条の9第3項及び法第45条の9第9項で準用する一般法人法第181条）</p> <p>②評議員からの評議員会招集の請求に対し、理事が滞りなく招集の手続きを行わない時又はその請求のあった日から六週間以内の日を評議員会の開催日とする通知が発せられなかった場合に、所轄庁の許可を得て当該評議員が招集（法第45条の9第4項及び第5項）</p> <p>※招集権者を限定する場合は定款への記載が必要（法的根拠はない）</p>	<p>①各理事が招集（法第45条の14第1項）</p> <p>②招集権者以外の理事が理事会招集の請求を招集権者に対し行ったにも関わらず、請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から二週間以内の日を理事会の開催日とする通知が発せられなかった場合に、当該理事が招集（法第45条の14第2項及び第3項）</p> <p>③監事が理事会招集の請求を招集権者に対し行ったにも関わらず、請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から二週間以内の日を理事会の開催日とする通知が発せられなかった場合に、当該監事が招集（法第45条の18第3項で準用する一般法人法第101条第2項及び第3項）</p> <p>※招集権者を限定する場合は定款への記載が必要（法第45条の14第1項）</p>
招集手続	<p>①書面により開催日の2週間前に評議員に通知（定款記載事項）</p> <p>②評議員全員の同意がある場合は、招集手続を省略することが可能（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条）</p>	<p>①理事会の日の一週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条第1項）。</p> <p>②評議員全員の同意がある場合は、招集手続を省略することが可能（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条第2項）。</p>
長 議	①評議員の中から互選で選任する（定款記載事項）。	①議長は理事長とする（定款例）。
議題提案	<p>①理事長及び業務執行理事が提案（定款記載事項）</p> <p>②評議員会の日の4週間前までにおける評議員からの議題の提案（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第184条）</p> <p>③評議員からの評議員会の議題に係る議案の提案（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）</p>	①理事長及び業務執行理事が提案（定款記載事項）
決議方法	<p>①普通決議：議決に加わることのできる評議員の過半数（定款でこれを上回る割合を定めることも可能）が出席しその過半数（定款でこれを上回る割合を定めることも可能）の同意が必要（法第45条の9第6項）。</p> <p>②特別決議：議決に加わることのできる評議員の三分の二以上（定款でこれを上回る割合を定めることも可能）の多数の同意が必要（法第45条の9第7項）。</p> <p>③特例決議：総評議員の同意が必要（法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条）。</p> <p>※議決に関し特別の利害を有する評議員は議決に参加できない。（法第45条の9第8項）</p>	<p>①普通決議：議決に加わることのできる評議員の過半数（定款でこれを上回る割合を定めることも可能）が出席し、その過半数（定款でこれを上回る割合を定めることも可能）の同意が必要（法第45条の14第4項）。</p> <p>※議決に関し特別の利害を有する評議員は議決に参加できない。（法第45条の14第5項）</p>
法定決議事項	<p>①役員（理事、監事）及び会計監査人の選任（法第43条第1項）</p> <p>②役員及び会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）</p> <p>③定款に理事の報酬等の額を定めていない場合のその額の決定（法第45条の16第4項で準用する一般法人法第89条）</p> <p>④定款に監事の報酬等の額を定めていない場合のその額の決定（法第45条の16第4項で準用する一般法人法第89条）</p> <p>⑤理事、監事、会計監査人及び評議員が任務懈怠により法人へ与えた損害賠償責任の免除（法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条）</p> <p>⑥役員等の損害賠償責任の免除を行った後における当該役員に対する退職慰労金等の利益供与</p> <p>⑦計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書）及び事業報告書の承認（法第45条の30第2項）</p> <p>⑧役員及び評議員に対する報酬等の支給基準の承認（法第45条の35第2項）</p> <p>⑨監事の解任（法第45条の4第2項）</p> <p>⑩理事、監事、会計監査人及び評議員が法人に対し与えた損害賠償額の一部免除（法第45条の20第4項で準用する一般法人法第113条第1項）</p> <p>⑪定款の変更の承認（法第43条の36第1項）</p> <p>⑫解散の決議（法第46条第1項第1号）</p> <p>⑬吸収合併消滅法人における吸収合併契約の承認（法第52条）</p> <p>⑭吸収合併存続法人における吸収合併契約の承認（法第54条の2第1項）</p> <p>⑮新設合併消滅法人における吸収合併契約の承認（法第54条の8）</p>	<p>①社会福祉法人の業務執行の決定（法第45条の13第2項）</p> <p>②理事の職務の監督（法第45条の13第2項）</p> <p>③理事長の選定及び解職（法第45条の13第2項）</p> <p>④重要な財産の処分及び譲り受け（法第45条の13第4項第1号）</p> <p>⑤多額の借財（法第45条の13第4項第1号）</p> <p>⑥重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第1号）</p> <p>⑦従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第1号）</p> <p>⑧理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備（法第45条の13第4項第1号）</p> <p>⑨理事、監事、会計監査人及び評議員が法人に対し与えた損害賠償額の一部免除（法第45条の13第4項第1号）</p> <p>⑩計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書）及び事業報告書の承認（法第45条の28第3項）</p> <p>※①に係る日常的業については、理事長又は業務執行理事に委任が可能（専決事項）</p> <p>※⑧は一定規模以上の法人が対象</p>
議事録等	<p>①厚生労働省令で定めるところにより議事録を作成しなければならない（法第45条の11第1項）。</p> <p>②評議員会の日から10年間（従たる事務所においては5年間）、主たる事務所に備置置かなければならない（法第45条の11第2項及び第3項）。</p>	<p>①厚生労働省令で定めるところにより議事録を作成しなければならない（法第45条の14第6項）。</p> <p>②出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印しなければならない（法第45条の14第6項）。</p> <p>③評議員会の日から10年間（従たる事務所においては5年間）、主たる事務所に備置置かなければならない。（法第45条の15第1項）</p> <p>※議事録への理事の署名等については、定款に定めるところにより理事長のみとすることも可能法第45条の14第6項）。</p>
留意事項	<p>①議決に参加できる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により、理事から提案のあった議題について同意の意思表示をしたときは、議決があったものとみなす。（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第1項）</p> <p>②評議員会の決議の不在、無効又は取り消しの訴え（法第45条の12第2項で準用する一般法人法第265条、第266条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条及び第277条）</p>	①議決に参加できる理事の全員が、書面又は電磁的記録により、理事から提案のあった議題について同意の意思表示をしたときは、議決があったものとみなす。（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条）

評議員・役員・会計監査人の職務権限等について

項目	評議員	理事	理事長	業務執行理事	監事	会計監査人
職務	<p>①評議員会における法令又は定款に定める事項の決議 【社会福祉法「以下「法」という。」第45条の3第2項】</p>	<p>①法人の業務執行 【法第45条の16第2項第1号】 ②法人の代表権（裁判上又は裁判外に係る事項に限る） 【法第45条の17第1項】 ③法人の業務の決定（理事会から委任を受けた事項に限る） 【法第45条の13第4項】</p> <p>注：理事会の理事長への業務決定に係る委任は日常的業務に限ること</p>	<p>①法人の業務執行 【法第45条の16第2項第1号】 ②法人の代表権（裁判上又は裁判外に係る事項に限る） 【法第45条の17第1項】 ③法人の業務の決定（理事会から委任を受けた事項に限る） 【法第45条の13第4項】</p> <p>注：理事会の理事長への業務決定に係る委任は日常的業務に限ること</p>	<p>①法人から委任を受けた業務執行 【法第45条の16第2項第2号】</p>	<p>①理事の職務執行の監査及び監査報告の作成 【法第45条の18第1項】 ②法人と理事との間に訴えがなされた場合の法人の代表権 【法第45条の18第3項で準用する一般法人法第104条第1項】 ③計算書類等の監査 【法第45条の28第1項】</p>	<p>①計算書類等の監査、会計監査報告書の作成 【法第45条の19第1項】 ②財産目録及び厚生労働省令で定める書類の作成 【法第45条の19第2項】 ③理事及び職員に対して会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求 【法第45条の19第3項】 ④法人の業務及び財産の状況調査 【法第45条の19第4項】 ⑤定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合） 【法第45条の19第6項で準用する一般法人法第109条第1項】</p>
責務	<p>①法人から委任を受けることによる普通注意義務及び事務の自己処理義務 【法第38条】</p> <p>注：民法の以下の条文が適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第643条（委任） ・第644条（受任者の注意義務） ・第645条（受任者による報告） ・第646条（受任者による受取物の引き渡し等） ・第647条（受任者の危険の消費についての責任） 	<p>①評議員会における説明義務 【法第45条の10】 ②理事会への職務執行状況の報告 【法第45条の16第3項】 ③評議員への計算書類、事業報告書及び監査報告書（会計監査報告書を含む）の提供 【法第45条の29】 ④計算書類等の定時評議員会への提出並びにその報告 【法第45条の30】</p>	<p>①評議員会における説明義務 【法第45条の10】 ②理事会への職務執行状況の報告 【法第45条の16第3項】 ③評議員への計算書類、事業報告書及び監査報告書（会計監査報告書を含む）の提供 【法第45条の29】 ④計算書類等の定時評議員会への提出並びにその報告 【法第45条の30】</p>	<p>①法人から委任を受けることによる普通注意義務及び事務の自己処理義務 【法第38条】 ②評議員会における説明義務（説明をしない正当な理由がある場合又は厚生労働省令で定める事項は除く） 【法第45条の10】 ③忠実義務 【法第45条の16第1項】 ④競業、自己取引及び利益相反取引の制限 【法第45条の16第4項で準用する一般法人法第84条】 ⑤法人に回復することができない損害が発生するおそれがある事項を発見した場合の監事に対する報告義務 【法第45条の16第4項で準用する一般法人法第85条】 ⑥競業、自己取引及び利益相反に係る取引を行った場合の理事会への報告義務 【法第45条の16第4項で準用する一般法人法第92条第2項】</p>	<p>①法人から委任を受けることによる普通注意義務及び事務の自己処理義務 【法第38条】 ②監事に対する報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき） 【法第45条の19第6項で準用する一般法人法第108条第1項】 ③定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき） 【法第45条の19第6項で準用する一般法人法第109条第2項】</p>	
行為制限	<p>①法人との競業の制限 【法第45条の16第4項で準用する一般法人法第84条第1項第1号】 ②法人との自己取引の制限 【法第45条の16第4項で準用する一般法人法第84条第1項第2号】 ③法人との利益相反行為の制限 【法第45条の16第4項で準用する一般法人法第84条第1項第3号】</p> <p>注：①から③までの取引は理事会の承認があれば実施可能</p>				<p>①職務の遂行に係る人員使用の制限 【法第45条の19第5項】</p>	

項目	評 議 員	理 事	業 務 執 行 理 事	監 事	会 計 監 査 人
権 限	4 週間前まで) 【法第 45 条の 7 第 4 項で準用する一般 法人法第 184 条】 ⑥評議員会開催中の議案提案権（評議員会 の場で、議題の範囲内で議案の提案が可 能）【法第 45 条の 7 第 4 項で準用する一 般法人法第 185 条】 ③理事に対する臨時評議員会の招集の請求 【法 45 条の 9 第 4 項】 ④理事が選任なく請求した評議員会の招集 手続等を行わない場合の所轄庁の許可を 得て上での評議員会の招集権 【法 45 条の 9 第 5 項】 ⑤評議員会の決議の取消又は無効の訴え 【法第 45 条の 12 で準用する一般法人法第 265 条】 ⑥評議員会の決議の取り消しの訴え 【法第 45 条の 12 で準用する一般法人法第 266 条第 1 項】 ⑦議事録等の閲覧及び謄写の請求 【法第 45 条の 15 第 2 項】 ⑧理事の法令違反等の行為に対する理事に 対する行為差止め請求 【法 45 条の 16 第 4 項で準用する一般社団 法事等に因する法律第 88 条】 ⑨会計帳簿の閲覧及び謄写の請求 【法第 45 条の 25】 ⑩計算書類等の閲覧及び謄写の請求 【法第 45 条の 32 第 3 項】	【法第 45 条の 12 で準用する一般法人法第 266 条第 1 項】 ④招集権者（理事長）に対する理事会の招集 の請求 【法 45 条の 14 第 2 項】 ⑤招集権者が選任なく請求した理事会の招 集手続等を行わない場合の理事会の招 集権 【法 45 条の 14 第 3 項】		【法第 45 条の 12 で準用する一般法人法第 265 条】 ④評議員会の決議の取り消しの訴え 【法第 45 条の 12 で準用する一般法人法第 266 条第 1 項】 ⑤理事、職員に対する事業の報告要求、業 務・財産の状況調査 【法第 45 条の 18 第 2 項】 ⑥理事会の招集の請求 【法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法 人法第 101 条第 2 項】 ⑦招集権者が選任なく請求した理事会の招 集手続等を行わない場合の理事会の招集 権理事会の招集の請求 【法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法 人法第 101 条第 3 項】 ⑧理事の行為の差止め請求（法人に著しい損 害が生じるおそれがあるとき） 【法第 45 条の 18 第 3 項で準用する第 103 条第 1 項】 ⑨各監事の報酬額等について、定款の定めや 評議員会の議決がない場合の報酬額の決 定権 【法第 45 条の 18 第 3 項で準用する第 105 条第 2 項】 ⑩評議員会における監事の報酬等に係る意 見陳述 【法第 45 条の 18 第 3 項で準用する第 105 条第 3 項】 ⑪前払い費用等の支払請求 【法第 45 条の 18 第 3 項で準用する第 106 条】 ⑫会計監査に係る会計監査人に対する報告 の請求 【法第 45 条の 19 第 6 項で準用する第 108 条第 2 項】 ⑬会計監査人の報酬等を決定する際の理事 長への同意 【法第 45 条の 19 第 6 項で準用する第 110 条】 ⑭役員等の法人に対する損害賠償責任につ いて評議員会に提案する際の理事長への 同意 【法第 45 条の 20 第 4 項で準用する第 113 条第 3 項】 ⑮責任者候補役に関する定款変更を評議員 会理事会に提案する際の理事長への同意 【法第 45 条の 20 第 4 項で準用する第 113 条第 3 項】	
罰 則	◇刑事罰 ①特別背任罪 【法第 130 条の 2 第 1 項】 ②贈収賄罪 【法第 130 条の 3 第 1 項】 注：①、②は未遂でも処罰の対象となる ◇行政刑罰（懲役又は罰金）	◇刑事罰 ①特別背任罪 【法第 130 条の 2 第 1 項】 ②贈収賄罪 【法第 130 条の 3 第 1 項】 注：①、②は未遂でも処罰の対象となる ◇行政刑罰（懲役又は罰金）		◇刑事罰 ①特別背任罪 【法第 130 条の 2 第 1 項】 ②贈収賄罪 【法第 130 条の 3 第 1 項】 注：①、②は未遂でも処罰の対象となる ◇行政刑罰（懲役又は罰金）	

項目	評議員	理事	理事長	業務執行理事	監事	会計監査人
罰則	<p>①公益事業、収益事業に係る業務停止命令違反</p> <p>②無許可・無届出の社会福祉事業の実施</p> <p>③許可の取り消し等がなされた社会福祉事業の実施</p> <p>【法第131条】</p> <p>◇行政罰（過料）</p> <p>①法定登記事項の未登記</p> <p>②法定公告事項の未公告及び不正公告</p> <p>③法定閲覧書類又は閲覧電磁記録の閲覧又は謄本交付請求の拒否</p> <p>④定款変更の未届出又は虚偽の届出</p> <p>⑤定款、財務諸表、事業報告、監査報告等への未記載又は虚偽の記載等</p> <p>⑥法定書類等の備え付けの未実施</p> <p>⑦所轄庁による立ち入り検査、調査の拒否及び報告の未実施又は虚偽の報告</p> <p>【法第133条】</p>	<p>①公益事業、収益事業に係る業務停止命令違反</p> <p>②無許可・無届出の社会福祉事業の実施</p> <p>③許可の取り消し等がなされた社会福祉事業の実施</p> <p>【法第131条】</p> <p>◇行政罰（過料）</p> <p>①法定登記事項の未登記</p> <p>②法定公告事項の未公告及び不正公告</p> <p>③法定閲覧書類又は閲覧電磁記録の閲覧又は謄本交付請求の拒否</p> <p>④定款変更の未届出又は虚偽の届出</p> <p>⑤定款、財務諸表、事業報告、監査報告等への未記載又は虚偽の記載等</p> <p>⑥法定書類等の備え付けの未実施</p> <p>⑦所轄庁による立ち入り検査、調査の拒否及び報告の未実施又は虚偽の報告</p> <p>【法第133条】</p>			<p>①公益事業、収益事業に係る業務停止命令違反</p> <p>②無許可・無届出の社会福祉事業の実施</p> <p>③許可の取り消し等がなされた社会福祉事業の実施</p> <p>【法第131条】</p> <p>◇行政罰（過料）</p> <p>①法定登記事項の未登記</p> <p>②法定公告事項の未公告及び不正公告</p> <p>③法定閲覧書類又は閲覧電磁記録の閲覧又は謄本交付請求の拒否</p> <p>④定款変更の未届出又は虚偽の届出</p> <p>⑤定款、財務諸表、事業報告、監査報告等への未記載又は虚偽の記載等</p> <p>⑥法定書類等の備え付けの未実施</p> <p>⑦所轄庁による立ち入り検査、調査の拒否及び報告の未実施又は虚偽の報告</p> <p>【法第133条】</p>	<p>◇行政罰（過料）</p> <p>①法定登記事項の未登記</p> <p>②法定公告事項の未公告及び不正公告</p> <p>③法定閲覧書類又は閲覧電磁記録の閲覧又は謄本交付請求の拒否</p> <p>④定款変更の未届出又は虚偽の届出</p> <p>⑤定款、財務諸表、事業報告、監査報告等への未記載又は虚偽の記載等</p> <p>⑥法定書類等の備え付けの未実施</p> <p>⑦所轄庁による立ち入り検査、調査の拒否及び報告の未実施又は虚偽の報告</p> <p>【法第133条】</p>
その他	<p>注：①、②は未遂でも処罰の対象となる</p> <p>・他権者は、定款の閲覧、書面等による交付の請求をすることができる。</p> <p>・何人も定款、計算書類等（計算書類、事業報告書及びそれらの付属明細書）及び財産目録等（財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準及びその他厚生労働省令で定める事項）の閲覧を請求できる。</p> <p>・法人の組織に関すること、評議員会の議決に関することに係る訴えについて、現行移が取訴した場合に法人に対して損害賠償の責を負う。</p> <p>・債権者は、裁判所の許可を得て議事録等の閲覧及び謄写を請求することができる。</p> <p>・債権者は、計算書類等の閲覧、書面等による交付の請求をすることができる。</p>					

社会福祉法人定款例案

定款記載事項	備考	摘要
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>(イ) 障害児入所施設の経営</p> <p>(ロ) 特別養護老人ホームの経営</p> <p>(ハ) 障害者支援施設の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>(イ) 老人デイサービス事業の経営</p> <p>(ロ) 老人介護支援センターの経営</p> <p>(ハ) 保育所の経営</p> <p>(ニ) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>(ホ) 相談支援事業の経営</p> <p>(ヘ) 移動支援事業の経営</p> <p>(ト) 地域活動支援センターの経営</p> <p>(チ) 福祉ホームの経営</p> <p>(名称)</p> <p>第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。</p> <p>(経営の原則等)</p> <p>第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。</p> <p>2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスに積極的に提供するものとする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番に置く。</p> <p>2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番に置く。</p> <p>第二章 評議員</p> <p>(評議員の定数)</p> <p>第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。</p>	<p>①具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。</p> <p>②児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。</p> <p>③上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。</p>	<p>・絶対的記載事項</p> <p>・社会福祉法（以下「法」という。）第2条及び第22条に規定</p> <p>・絶対的記載事項</p> <p>・絶対的記載事項</p> <p>・定数については、厚生労働省において員数を固定する方向で修正を検討中</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>(評議員の選任及び解任) 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、この委員会において行う。 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局長〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を、委員に対して説明しなければならない。 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。</p>	<p>①評議員の選任及び解任は、左記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。 なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。</p>	<p>・評議員の選任については定款で定める旨 法第39条に規定されているが、解任については、法第45条の4第3項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第284条の規定から類推すると評議員会の議決事項となるのではないかと考えられる。 ・説明責任者を明確にしておく必要がある。 ・過半数の割合を高めることも可能(例: 3分の2以上) ・法第45条の9第4項に規定 ・法第45条の9第5項に規定</p>
<p>(評議員の権限) 第七条 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法(以下「法」という。)第三十条に規定する(所轄庁)以下「所轄庁」という。)の許可を得て、評議員会を招集することができる。 (1) 前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合 (2) 前項の規定による請求があった日から(六週間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合 3 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日(四週間)前までにしなければならない。 4 評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができない評議員の(十分の一)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りではない。 5 評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれらの閲覧又は謄写を請求することができる。 6 評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに監査報告書について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれらの閲覧又は謄写を請求することができる。 7 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違</p>	<p>②第二項(2)及び第三項の()内の期間については、これを下回る日数とすることも可能である。 ③第四項の()内の割合について、これを下回る割合を定めることも可能である。</p>	<p>・法第45条の8第4項で準用する一般法人法第184条に規定 ・法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条に規定 ・法第45条の11第4項及び法第45条の15第2項に規定 ・法第45条の25第1項及び法第45条の32第3項に規定 ・法第45条の16第4項で準用する一般法</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>反する行為をし、又はこれらの行為をすおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>(評議員の任期)</p> <p>第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。</p> <p>2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>(評議員の報酬等)</p> <p>第九条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給する。</p> <p>第三章 評議員会 (構成)</p> <p>第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第十一条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任</p>	<p>①社会福祉法（以下「法」という。）第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもある。</p> <p>②法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>①無報酬の場合は、次の例を参考に記載すること。 第九条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払を、評議員会において別に定めるところにより支給する。</p> <p>②民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならぬ（法第45条の35、第59条の2第1項第2号）。</p> <p>①会計監査人を置いていない場合、＜＞内の記載は不要である。</p>	<p>人法第88条に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期については法第41条に規定されているが、再任については任意記載事項となる。 法第42条第1項に規定 報酬等については、評議員会で支給基準を定めた場合は、法第45条の35第3項で「報酬等を支給しなければならぬ。」と規定している。 <p>・絶対的記載事項</p> <p>・法第45条の8に規定</p> <p>(1)法第43条、45条の4に規定</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) 合併及び事業の全部又は重要な部の譲渡</p> <p>(8) 基本財産の処分</p> <p>(9) 社会福祉充実計画の承認</p> <p>(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開 催)</p> <p>第十二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に一回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。</p> <p>(招 集)</p> <p>第十三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員会から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。</p> <p>3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、(所轄庁)の許可を得て、評議員会を招集する。</p> <p>(1) 前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合</p>	<p>② (2) については、報酬の額を定款で定める場合以外は、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項に規定)。</p> <p>① 定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期(総資産の登記手続き日数等を考慮して4月から6月の間)に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催月を定めておくことが望ましい。</p> <p>① (所轄庁)については、具体的に県知事、市長名を記載すること</p>	<p>(2)法第45条の16第4項及び法第45条の18第3項で準用する一般法人法第105条第1項に規定</p> <p>(3)法第45条の35第2項に規定</p> <p>(4)法第45条の30第2項に規定</p> <p>(5)法第45条の36第1項に規定</p> <p>(6)法第46条第1項第1号</p> <p>(7)合併については、法第52条及び第54条の8に規定されているが、事業譲渡の承認については任意記載事項</p> <p>(8)任意記載事項</p> <p>(9)法第55条の2第7項に規定</p> <p>(10)法人にとって解散、合併、事業譲渡は最重要事項であるので、従来通り定款に具体的に記載することが適当である。</p> <p>・定時評議員会については法第45条の9第1項に、臨時評議員会については法第45条の9第2項に規定</p> <p>・法第45条の9第3項に招集権者は理事と規定されているので、理事の招集権を制限するのであれば、定款への記載が必要</p> <p>・法第45条の9第4項に規定</p> <p>・法第45条の9第5項に規定</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>(2) 前項の規定による請求があった日から六週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合</p> <p>(議 長)</p> <p>第十四条 評議員会に議長を置く。</p> <p>2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。</p> <p>(決 議)</p> <p>第十五条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の（過半数）が出席し、その（過半数）をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の（三分の二）以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) 合併</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。</p> <p>理事、監事、（会計監査人）又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意</p> <p>4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。</p> <p>5 理事又は監事の候補者の合計数が第十七条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。</p>	<p>② (2) の6週間にについては、これを上回る期間を定めることも可能である。</p> <p>③ 法第45条の9第10項で準用する一般法人法第183条の規定により招集手続きを省略する場合は、以下のよう記載すること。</p> <p>4 この法人は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。</p> <p>① 第1項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)</p> <p>② 第2項については、法第45条の9第7項に基づき、(3分の2)以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。</p> <p>③ 第1項及び第2項ともに、議決において、議長も議決権を行使することになるので留意すること。</p>	<p>・議長については、公益法人の定款にも記載があるので、定款記載事項とする。</p> <p>・評議員会の決議については、法第45条の9第6項に、「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員」ではなく、「議決に加わることができる評議員」と表記されている。</p> <p>・特別議決事項については、法第45条の9第7項に規定</p> <p>(1) 法第45条の9第7項第1号に規定</p> <p>(2) 法第45条の9第7項第2号に規定</p> <p>(3) 法第45条の9第7項第3号に規定</p> <p>(4) 法第45条の9第7項第4号に規定</p> <p>(5) 法第45条の9第7項第5号に規定</p> <p>・法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条に規定</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>(議事録)</p> <p>第十六条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>④法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条の規定により、臨時評議員会の目的である事項について、書面（電磁的記録）により決議を行うおうとする場合は、以下のように記載すること。</p> <p>6 この法人においては、理事が臨時評議員の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面（電磁的記録）により同意した場合は、当該提案を評議員会において可決したものとみなす。</p>	<p>・法第45条の11第1項に規定</p>
<p>第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員 (役員及び会計監査人>の定数)</p> <p>第十七条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 〇〇名以上〇〇名以内</p> <p>(2) 監事 〇〇名以内</p> <p>2 理事のうち一名を理事長とする。</p> <p>3 理事長以外の理事のうち〇名を、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とする。</p> <p><4 この法人に会計監査人を置く。></p>	<p>①第2項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印することとしても差し支えないので、その場合には以下の例を参考に定款に記載すること。 (記載例)</p> <p>2 評議員会の議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>①会計監査人を置いていない場合、<>内の記載は不要である。</p> <p>②理事は6名以上、監事は2名以上とすること。</p> <p>③社会福祉法の名称とは異なる通称や略称を定款に使用する場合は、理事長を「会長」と表記するよう場合には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある。</p> <p><例：理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例></p> <p>2 理事のうち1名を会長、〇名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし常務理事をもって同法第45条の16第2項</p>	<p>・絶対的記載事項</p> <p>・法第44条第3項に規定</p> <p>・法第45条の13第3項に規定</p> <p>・法第45条の16第2項に規定</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>(役員＜及び会計監査人＞の選任) 第十八条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二名以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。</p> <p>3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>4 この法人は、定款で定めた役員の員数を欠くこととなすに備えて、（例：補欠の理事として一名、監事として二名）をそれぞれ評議員会において選任することができる。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第十九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。</p> <p>3 理事長及び業務執行理事は、この法人の業務を執行する。</p> <p>4 理事長及び業務執行理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>5 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。</p> <p>6 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>7 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p>	<p>第2号の業務執行理事とする。</p> <p>①会計監査人を置いていない場合は、＜＞内の記載は不要である。</p> <p>②補欠の役員を選任しない場合は、第4項の規定は記載する必要はない。</p> <p>①理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項に規定）。 ＜例＞ 4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第43条第1項に規定 ・法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項に規定 ・理事長及び業務執行理事の選定については、法第45条の13第3項及び法第45条の16第2項第2号に規定 ・法第43条第2項に規定 ・法第45条の16第1項に規定 ・法第45条の17第1項に規定 ・法第45条の16第2項に規定 ・法第45条の16第3項に規定 ・法第45条の10に規定 ・法第45条の14第2項に規定 ・法第45条の14第3項に規定

定款記載事項	備考	摘要
<p>(監事の職務及び権限) 第二十条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 5 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。 6 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。 7 監事は、理事長及び業務執行理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。 8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 9 この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。 10 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。 11 監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。 (1) 費用の前払いの請求 (2) 支出した費用及び支出日以後におけるその利息の償還の請求 (3) 負担した債務の債権者に対する弁済の請求 12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。</p>	<p>備考</p> <p>①会計監査人を置く場合は、この条の後に次の条を追加すること。 (会計監査人の職務及び権限) 第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成しなければならない。 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。 (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面 (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの 3 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。 4 会計監査人は、定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、定時評議員会に出席し意見を述べなければならない。</p>	<p>摘要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 45 条の 18 第 1 項に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 2 項に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 100 条に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 101 条第 1 項に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 100 条第 2 項に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 100 条第 3 項に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 102 条に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 103 条第 1 項に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 104 条に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 105 条第 3 項に規定 ・ 法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般法人法第 106 条に規定 ・ 法第 45 条の 10 に規定

定款記載事項	備考	摘要
<p>13 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に係る報告を求めることができる。</p> <p>(役員〈及び会計監査人〉の任期)</p> <p>第二十一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。</p> <p>2 理事又は監事は、第十七条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>〈3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。〉</p>	<p>②会計監査人を置いていない場合、第13項の記載は不要である。</p> <p>③会計監査人を置いていない場合、〈〉内の記載は不要である。</p> <p>①理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。</p> <p>②会計監査人を置いていない場合、〈〉内の記載は不要である。</p> <p>③法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>	<p>・第45条の19第6項で準用する一般法人法第108条第2項に規定</p> <p>・役員任期については、法第45条に規定されているが、再任については任意記載事項。</p> <p>・法第45条の6第1項に規定</p> <p>・法第45条の3第1項に規定</p>
<p>(役員〈及び会計監査人〉の解任)</p> <p>第二十二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>〈2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。〉</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。〉</p>	<p>①会計監査人を置いていない場合、〈〉内の記載は不要である。</p> <p>②会計監査人を置いていない場合、〈〉内の記載は不要である。</p>	<p>・役員解任については法第45条の4第1項及び第3項に、会計監査人の解任については法第45条の4第2項及び第45条の5第1項に規定</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)</p> <p>第二十三条 理事に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬として支給する。</p> <p>2 監事に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において監事個々について算定した額を＞報酬として支給する。</p> <p>＜3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定めるところにより支給する。＞</p> <p>(取引の制限)</p> <p>第二十四条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引</p> <p>(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> <p>(責任の一部免除又は限定)</p> <p>第二十五条 この法人は、理事、監事若しくは会計監査人又は評議員の法第四十五条の二十第一項に規定する損害賠償責任について、法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。) 第百十三條及び第百十四條に定めるところにより、理事会の決議によって、賠償責任額から同条に定める最低責任額(以下「最低限度額」という。)を控除した額を限度として免除することができる。</p> <p>2 この法人は、前項の規定に関わらず、理事(理事長及び業務執行理事を除く)、監事又は会計監査人の損害賠償責任について、一般法人法第百十四條に定めるところにより、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づき賠償責任の限度額は、金〇〇万円以上で法人があらかじめ定めた額と最低限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十六条 この法人に、職員を置く。</p> <p>2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」とい</p>	<p>①会計監査人を置いていない場合、＜＞内の記載は不要である。</p> <p>②役員を無報酬とする場合は、次の例を参考に定款に記載すること。 第二十四条 (理事長、業務執行理事及び監事を除く) 役員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払を、評議員会が別に定めるところにより支給する。</p> <p>③会計監査人を置いていない場合、＜＞内の記載は不要である。</p>	<p>・役員への報酬等の支払いは、評議員と同様に、支給基準を評議員会で定めた場合は、法第45条の85第3項で「報酬等を支給しなければならない。」と規定している。</p> <p>・法第45条の19第6項で準用する一般法人法第110条に規定</p> <p>・法第45条の16第4項で準用する一般法人法第84条第1項に規定</p> <p>・公益法人の定款では記載している。</p> <p>・法第45条の20第4項で準用する一般法人法第113条及び第114条に規定</p> <p>・法第45条の20第4項で準用する一般法人法第115条に規定</p> <p>・任意記載事項</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>う。)は、理事会においてこれの選任及び解任を行う。</p> <p>3 施設長等以外の職員は、理事長がこれを任免する。</p>	<p>①運営協議会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。</p> <p>第〇章 運営協議会 (運営協議会の設置)</p> <p>第〇条 この法人に、運営協議会を置く。 (運営協議会の委員の定数)</p> <p>第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。 (運営協議会の委員の選任)</p> <p>第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。</p> <p>(1) 地域の代表者</p> <p>(2) 利用者又は利用者の家族の代表者</p> <p>(3) その他理事長が適当と認める者 (運営協議会の委員の定数の変更)</p> <p>第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。 (意見の聴取)</p> <p>第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。 (その他)</p> <p>第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。</p> <p>②社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。</p> <p>第〇章 会員 (会員)</p> <p>第〇条 この法人に会員を置く。</p> <p>2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。</p> <p>3 会員に関する規程は、別に定める。</p> <p>④都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。</p> <p>第〇章 運営適正化委員会 (運営適正化委員会の設置)</p>	

定款記載事項	備考	摘要
<p>第五章 理事会 (構成)</p> <p>第二十七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第二十八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長又は業務執行理事に委任する。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職</p>	<p>第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。 (運営適正化委員会の委員の定数)</p> <p>第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。 (運営適正化委員会の委員の選任)</p> <p>第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。 (運営適正化委員会の委員の定数の変更)</p> <p>第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。 (業務の報告)</p> <p>第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。 (その他)</p> <p>第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。</p>	<p>① 理事会として、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事長又は業務執行理事に委任することはできないので留意すること。(法第 45 条の 13 第 4 項に規定)</p> <p>ア 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>イ 多額の借財</p> <p>ウ 重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>エ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>オ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備</p> <p>カ 法人に対する損害賠償責任の一部免除</p>
		<p>・絶対的記載事項</p> <p>・法第 45 条の 13 第 1 項に規定</p> <p>・法第 45 条の 13 第 2 項に規定</p>

定款記載事項	備考	摘要
	<p>②「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。</p> <p>ア 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の内免</p> <p>(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。</p> <p>イ 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること</p> <p>ウ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。</p> <p>(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。</p> <p>エ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの</p> <p>(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。</p> <p>オ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの</p> <p>i 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入</p> <p>ii 施設設備の保守管理、物品の修理等</p> <p>iii 緊急を要する物品の購入等</p> <p>(注1) 理事長が締結できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることのできる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則</p>	

摘要

備考

定款記載事項

等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

カ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が決定できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

キ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えなないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

ク 予算上の予備費の支出

ケ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

コ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

カ 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は決定できないこと。なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

定款記載事項	備考	摘要
<p>(招 集)</p> <p>第二十九条 理事会は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があつた場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。</p> <p>4 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。</p> <p>前項の規定による請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合。</p> <p>5 理事会を招集する者は、理事会開催の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならぬ。</p> <p>(議 長)</p> <p>第三十条 理事会に議長を置く。</p> <p>2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。</p>	<p>①第5項の期間については、これを下回る期間を定めることも可能。</p> <p>②法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条第2項の規定により招集手続きを省略する場合は、以下のように記載すること。</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第45条の14第1項に規定 ・任意記載事項 ・法第45条の14第2項及び法第45条の18第3項で準用する一般法人法第101条第2項に規定 ・法第45条の14第3項及び法第45条の18第3項で準用する一般法人法第101条第3項に規定 ・法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条第1項に規定
<p>(決 議)</p> <p>第三十一条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。</p>	<p>①第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることもできる。</p> <p>②第一項の特別の利害を有する理事の取り扱いについては、法第45条の14第5項に規定されているので留意すること。</p> <p>③法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条の規定により、理事会の目的である事項について、書面（電磁的記録）で決議を行おうとする場合は、以下のように記載すること。</p> <p>3 この法人においては、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長については、公益法人の定款にも記載があるので、定款記載事項とする。 ・理事会の決議については、法第45条の14第4項に、「特別の利害関係を有する理事を除く理事」ではなく、「議決に加わることができる理事」と表記されている。

定款記載事項	備考	摘要
<p>(議事録)</p> <p>第三十二条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第六章 資産及び会計 (資産の区分)</p> <p>第三十三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。</p> <p>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。</p> <p>(1) 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎一棟（平方メートル）</p> <p>(2) 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園敷地（平方メートル）</p> <p>3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。</p> <p>(基本財産の処分)</p> <p>第三十四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〈所轄庁〉の承認を得なければならない。ただし、次の各</p>	<p>につき議決に関わることでできる理事の全員が書面（電磁的記録）により同意した場合は、当該提案を理事会において可決したものとみなす。</p> <p>①定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項に規定）。</p> <p>①公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第三十一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。</p> <p>2 本文第二項に同じ。</p> <p>3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。</p> <p>4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる収益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。</p> <p>5 本文第四項に同じ。</p> <p>① 〈所轄庁〉については、具体的に県知事、市長名を記載すること</p>	<p>・法第45条の14第6項に規定</p> <p>・絶対的記載事項</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>号に掲げる場合には、(所轄庁)の承認は必要としない。</p> <p>一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合</p> <p>二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第三十五条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。</p> <p>2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第三十六条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、 <例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第三十七条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後三月以内に理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会に提出しその承認を受けなければならない。</p> <p>一 事業報告</p> <p>二 事業報告の附属明細書</p> <p>三 貸借対照表</p> <p>四 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)</p> <p>五 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書</p> <p>六 財産目録</p>	<p>①基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。</p> <p>①会計監査人を置いていない場合には以下の例を参考に記載すること。</p> <p>第三十七条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第六号までの書類については、会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>一 事業報告</p> <p>二 事業報告の附属明細書</p>	<p>・事業計画書等を一般の閲覧に供することを考えると、例2の記載が望ましい。</p> <p>・法第45条の27第1項、第2項及び第45条の28に規定</p>

定款記載事項	備考	摘要
<p>2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第二号、第三号、第四号の書類については、評議員に事前に提供した上で定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間（、また、従たる事務所に三年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿 (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 事業の概要等を記載した書類</p>	<p>三 貸借対照表 四 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書） 五 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書 六 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第四号の書類については、評議員に事前に提供した上で定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第〇〇条に定める要件に該当しない場合には、第一号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間（、また、従たる事務所に三年間）据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 会計監査報告書 (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿 (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 事業の概要等を記載した書類</p> <p>②公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。 第〇章 公益を目的とする事業 (種別) 第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 (1) 〇〇の事業 (2) 〇〇の事業</p>	<p>・法第 45 条の 29 及び第 45 条の 30 に規定</p> <p>・決算書類等の備え置き及び閲覧については法第 45 条の 32 に、財産目録等の備え置き及び閲覧については法第 45 条の 34 に規定</p>

定款記載事項	備考	摘要
	<p>2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の三分の二以上の多数により決議しなければならない。</p> <p>(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれ法人の理念に沿って記載すること。</p> <p>(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。</p> <p>(注3) 公益事業のうち、予算規模が小さく社会福祉事業と一体的に行う事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。</p> <p>③収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。</p> <p>第〇章 収益を目的とする事業 (種別)</p> <p>第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。</p> <p>(1) 〇〇業</p> <p>(2) 〇〇業</p> <p>2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の三分の二以上の多数により決議しなければならない。</p> <p>(備考)</p> <p>事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。</p> <p>(収益の処分)</p> <p>第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)第十三条及び平成十四年厚生労働省告示第百八十三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。</p>	

定款記載事項	備考	摘要
<p>第八章 定款の変更 (定款の変更) 第四十三条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、(所轄庁)の認可(法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を(所轄庁)に届け出なければならない。 第九章 公告の方法その他 (公告の方法) 第四十四条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。 (施行細則) 第四十五条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。 附則 この法人の設立の役員、評議員(、会計監査人)は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。</p>	<p>①(所轄庁)については、具体的に県知事、市長名を記載すること ①解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。 ① 会計監査人を置いていない場合、()内は不要。</p>	<p>・法第45条の36に規定</p>

部分は、国の定款例に島根県が修正又は追加した箇所です

評議員選任・解任委員会の運営に関する規程(例)

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下「この法人」という。）定款第 6 条第 1 項に基づき設置する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任 務)

第 2 条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行うことを任務とする。

(委員の選任等)

第 3 条 委員会は、定款第 6 条第 2 項に規定する委員会委員(以下「委員」という。)で構成する。

2 監事からの委員を選任するに当たっては、監事による互選とし、事務局からの委員はこの法人の事務局長の職にある者をあてる。

3 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の役員又は使用人

(2) 過去に前号の規定に該当することになったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

(4) 社会福祉法第 40 条第 1 項各号に該当する者

4 委員会に、事務処理のため事務局を置き、職員 1 名を配置する。

5 職員はこの法人の職員と兼務することを妨げない。

6 前項の場合、職員は理事長が理事会の承認を得て選任する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任する。

3 前項により選出された委員長は、この委員会の会務を総理する。

(招 集)

第6条 委員会の招集は理事会において決定し、理事長が行う。

(招集通知)

第7条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(情報提供)

第9条 理事長は、委員会における審議に当たり、以下の情報を提供しなければならない。

- (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
- (2) この法人及びこの法人の理事又は監事との関係
- (3) その他の評議員候補者に関する情報

(評議員の選任方法)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 委員会に提出する評議員候補者の推薦は、理事会が行う。
- 3 評議員の選任は、原則として候補者1名ごとに行い、少なくとも外部委員1名を含む出席委員の過半数の賛成がなければ行うことができない。
- 4 出席委員の全員が賛成した場合は、候補者全員を対象として選任を行うことができるものとする。
- 5 委員会の決議には、委員長も参加する。

(議事録)

第11条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が署名又は記名押印し、理事会に提出しなければならない。

- 2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された日時及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及び結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(報 酬)

第 12 条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うものとする。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 月 日より施行する。

社会福祉法人〇〇会評議員会運営規程(例)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下「この法人」という。）の定款第〇条の規定に基づき、当法人の評議員会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年度1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要な都度開催する。

(招集権者)

第4条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(招集の手続)

第5条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(出席の有無の届出)

第6条 評議員は、評議員会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議 長)

第7条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

(出席状況の報告)

第8条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第9条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(役員等の出席)

第10条 理事長及び業務執行理事（常務理事）（以下「理事長等」という。）並びに監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 当法人の事務局職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じて、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第11条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、定款第15条第4項に規定する場合を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事長等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題付議の宣告後、理事長等に対し、当該議題事項について報告又は説明を求めるものとする。この場合、理事長等は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 社会福祉法第45条の8第4項（準用一般法人法第184条）の規定による評議員提案に関する場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事長等又は監事に対しては、当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第13条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事長等が説明を行うものとする。

2 評議員からの監事業務に関する質問については、各監事が説明を行うものとする。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができるものとする。

3 理事長等は、議長の許可を得て、評議員個々からの質問について、補助者に説明させることができるものとする。

(一括説明)

第 14 条 理事長等又は監事は、評議員からの質問に対して、一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第 15 条 理事長等又は監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。
- (2) 説明するために調査をすることが必要であるとき。
- (3) 説明をすることによりこの法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなるとき。
- (4) 質問が重複するとき。
- (5) その他正当な理由があるとき。

(決 議)

第 16 条 評議員の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 17 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の電磁的記録とは、社会福祉法施行規則第 条に定められたものとする。

(採決の方法)

第 18 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決を行うことができる。ただし、理事又は監事を選任する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。

- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によっても行うことができる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。
- 4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。
- 5 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(閉 会)

第 19 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は日を改めての開催が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

- 第 20 条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人が記名押印をしなければならない。
 - 3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配布)

第 21 条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

(事務局)

- 第 22 条 評議員会の運営を円滑に行うために事務局を置く。
- 2 事務局に事務処理の担当者 1 名を配置し、事務局長がこれにあたる。

(改 廃)

第 23 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人〇〇会理事会運営規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下「この法人」という。）の定款第〇条の規定に基づき、この法人の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集権者)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、その請求した理事が理事会を招集する。

3 理事長は前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の手続)

第5条 理事会を招集するときは、理事会の開催の1週間前までに、各役員に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第6条 役員は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第7条 理事会に議長を置き、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事のうちから互選する。

(出席状況の報告)

第8条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第9条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議題の付議)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第11条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議)

第12条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第13条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、社会福祉法施行規則第 条に定められたものとする。

(採決の方法)

第 14 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事長を選定する議案を採決するときは、候補者ごとに採決するものとする。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。

4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることができない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

5 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(監事の出席)

第 15 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 16 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(延期又は続行)

第 17 条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに役員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 18 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 19 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、理事長及び監事 2 名が記名押印をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配布)

第 20 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

(権 限)

第 21 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程の制定、廃止又は改正に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び業務執行理事（常務理事）の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備
 - (6) 役員等又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
 - (7) その他の重要な業務執行の決定

(報告事項)

第 22 条 理事長及び業務執行理事（常務理事）は、毎事業年度に 3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、

又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第 23 条 理事会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

2 事務局に事務処理の担当者 1 名を配置し、事務局長がこれにあたる。

(改 廃)

第 24 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下「この法人」という。）の定款第〇条及び第〇条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第〇条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第〇条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間〇〇万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間〇〇万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は、「常勤理事俸給表」及び「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において決めるものとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月〇日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 月 日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表 常勤理事俸給表

号	月額 (円)
1	〇〇〇〇
2	△△△△
3	◇◇◇◇
↓	

別記1 非常勤理事の報酬

理事：理事会出席の都度、謝金として一人一律〇〇〇〇円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律□□□□円

社会福祉施設等における入所者等の安全確保について

1. 不審者への対応等の防犯対策

H28. 7. 26に神奈川県の障がい者入所施設において発生した殺傷事件を受けての対応

(1) 発出文書及び留意事項

①「社会福祉施設等における入所者等の安全への確保について」注意喚起（平成28年7月27日付け地福第559号）

【注意喚起事項】

- ・日中・夜間における施設の管理・防犯体制及び緊急時の対応体制の構築、夜間等における施錠などの防犯措置
- ・警察等関係機関との協力・連携による、有事の際の迅速な通報体制の構築
- ・地域住民などとの連携協力による、不審者の発見等防犯体制の強化

②「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」点検項目等を通知（平成28年9月16日付け地福第744号）

【点検項目】

資料1 のとおり

(2) 県所管課としての対応

- ①県警本部へ社会福祉施設等への注意喚起事項を情報提供
- ②実地指導監査において、注意喚起事項への対応状況を確認
- ③各施設種別ごとに安全点検チェックリストを提示し、自主点検の実施を通知
- ④各施設における不審者への対応等に関する安全管理体制について一斉調査の実施

2. 浸水被害等の非常災害対策

H28. 8. 31に岩手県の認知症高齢者グループホームにおいて発生した浸水被害を受けての対応

(1) 発出文書及び留意事項

①「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」留意事項及び点検項目の提示、立地している区域指定の再確認を通知（平成28年9月2日付け地福第689号）

②「社会福祉施設等における今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について」非常災害発生時の適切・迅速な避難誘導等への対応を通知（平成28年9月5日付け地福第696号）

③「施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」情報把握及び避難の判断と非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に係る確認・点検を通知（施設種別ごと）

(2) 県所管課としての対応

①実地指導監査において、重点指導項目として点検・確認

②各施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等について、年内に施設への一斉調査を実施予定

【調査項目案（予定）】

資料2 のとおり

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

○利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

○自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。

○地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

○利用者の属性や施設等の態様、周辺的环境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。

①警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）

②対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交換する。

③接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

④監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

○門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。

○施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。

○警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにす

る対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

○施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。

○来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。

○利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。

○施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。

○施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。

○施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。

○施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

○施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

・不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。

・事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。

・(利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。

・利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。

また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

・利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配

置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

○施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

・不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

・事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。

・不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないように事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。

・不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。

・不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

(1) 生活保護関係

- ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設（社会事業授産施設を含む。）及び宿所提供施設

(2) 高齢者福祉関係

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護
- ・通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）（認知症対応型通所介護を含む）

(3) 児童福祉関係

- ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園
- ・児童厚生施設（児童館・児童センター） ・児童養護施設
- ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・家庭的保育事業所
- ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・児童相談所一時保護施設
- ・婦人相談所一時保護施設 ・認可外保育施設 ・自立援助ホーム ・婦人保護施設
- ・放課後児童クラブ

(4) 障がい福祉関係

- ・障害者支援施設 ・療養介護事業所 ・生活介護事業所 ・短期入所事業所 ・自立訓練事業所
- ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援事業所 ・共同生活援助事業所 ・障害児入所施設
- ・児童発達支援事業所 ・医療型児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。